

16 バイク・自転車通学規定

(1) 自転車通学者は、次の規定を守る。

- ア 自転車通学する生徒は、「自転車通学届」(様式 22)を担任に提出し、所定の手続きをする。
- イ よく整備した自転車を使い所定のステッカーをつける。
- ウ 通学に使用する自転車は中学校の規則に準じたシティサイクル型を許可する。
- エ 必ず防犯登録し、自転車保険に加入する。
- オ 道路交通法を守り、落ち着いた運転をする。
- カ ヘルメットの着用は努力義務であり、これを推奨する。
- キ 登校後は所定の場所に置き、必ず施錠する。
- ク 二人乗り、並走、無灯火運転等はしない。
- ケ 一列で道路の左側を通行する。
- コ 雨天時は自転車に乗らない。やむを得ず乗る場合はレインコートを利用し、傘さし運転はしない。
- サ 反射材を必ず装備し、ドロップハンドル等、自転車を改造しない。
- シ スピードの出し過ぎ、その他危険な運転はしない。
- ス 電動アシスト自転車を通学で使用する者は、次の規定に従って、「自転車通学届(電動アシスト型)」(様式 22b)を担任に提出し、所定の手続きをする。
 - (ア) 必ず防犯登録し、盗難保険、自賠責保険に加入すること。
 - (イ) 校内駐輪場は一般の自転車と同じ場所とし、必ずバッテリーにも本体にも鍵をかける(二重ロックにする)か、バッテリーを外して、本人保管とすること。
 - (ウ) 学校内で充電しないこと。

(2) オートバイ(原付自転車、自動二輪車)及び四輪車等の免許取得については次のように定める。

- ア 原付自転車(50cc 以下)の免許取得は禁止とする。ただし、通学手段でやむを得ず原付自転車を使用しなければ通学が困難な場合に限り取得を許可する。その場合は、担任に申し出て「原付免許取得承認」(様式 23)を提出し、校長の許可を得る。((3) 参照)
- イ 自動二輪車(51cc 以上)の購入及びその免許取得は禁止とする。
- ウ 四輪車の免許取得に係る自動車教習所入校は、最終学年の 11 月 1 日以降とし「免許証取得承認願」(様式 25)を事前に担任に提出する。ただし、入校できるのは進路が決定した者及び就職希望で免許が必要となる者とする。
- エ 四輪車の免許証を取得した者は、すみやかに担任に報告する。
- オ 定期考査 1 週間前から考査終了まで教習所への通学は認めない。
- カ 合宿教習は原則として認めない。ただし、就職で年度内に免許が必要となる者に限り 2 月以降の合宿教習を認める。

(3) 原付自転車免許取得許可の要件および申請手順は次のように定める。

- ア 原則として、本校は原付自転車免許取得は禁止であり、通学で使用することも禁止であるが、下記の理由によっては許可を与えるものとする。

【取得許可要件】通学手段の一つとして原付自転車を使用する場合

- ① 自宅から最寄り駅(またはバス停)までの距離が遠いこと。最寄り駅までバス利用の場合

合は距離が遠くバスの本数が極めて少ないこと（都市部ではなく僻地で概ね8km以上。通学で利用できるのもこの区間とし、学校への直接乗り入れは不可）。

② その他、やむを得ない理由ある場合（生徒支援部審議）。

イ 取得・許可の手順

（ア）担任が生徒（又は保護者等）から原付自転車免許の取得申し出を受けた場合、取得理由を本人、保護者等に確認する。

（イ）上記の取得要件①を満たしていると担任が判断したら、生徒に「原付自転車免許取得承認願」（様式23）を渡す（②の場合は生徒支援部に相談）。

（ウ）生徒は承認願を保護者等に記入してもらい、自宅から最寄り駅までの地図とバスがある場合はバス運行時刻表（コピー）を添付して担任に提出する。

※ 担任は、取得日が生徒休業の日に限ること、平常授業日に取得すれば特別指導となることを必ず伝えること。

（エ）担任から生徒支援部に承認願と添付書類を提出。生徒支援部担当係で審議し、受理されれば、担任から本人に取得が許可された旨を伝え、「原付自転車免許取得届」（様式24-1）と「原付自転車通学許可願」（様式24-2）を渡す。

※ 生徒支援部担当係とは生徒支援部長と交通関係担当者とする。ただし、判断が難しい場合は生徒支援部会議で審議する。

※ 申し出た期日の試験が不合格だった場合、次回の試験日を担任に申し出れば、その間は承認願を有効とする。

（オ）生徒は原付自転車免許を取得したら、すみやかに担任に「取得届」（免許証コピー添付）と「通学許可願」を提出する。

（カ）生徒支援部長から取得生徒に「原付自転車通学許可証」（様式24-3）を渡す。その際、任意保険、原付自転車の管理、交通ルール遵守等をよく確認すること。

ウ 通学において 原付自転車を使用する場合は次の事項を守る。

（ア）必ずヘルメットを着用する。

（イ）二人乗りは絶対にしない。

（ウ）交通法規を守り、安全運転に心がける。

（エ）安全点検し、整備不良車は使用しない。

（オ）友人間で貸借はしない。

（カ）遊びの使用、暴走行為及び暴走族グループへの加入はしない。

（キ）万一交通事故に遭った、交通規則違反をした場合は、学校へ報告する。

附 記

平成30年3月15日 一部改正

令和6年3月31日 一部改正

令和7年3月31日 一部改正